ⅰ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。
(a)　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が65㎡以上であること。
(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上であること。
ただし、(a)及び(b)は同一トンネルでの施工経験であること。
ⅱ）橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。
(a)　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く）であること。
(b)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上であること。ただし、歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。
なお、(a)及び(b)は同一の橋梁での施工経験であること。
上記ⅰ）及びⅱ）の施工経験が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑶　出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」によるものとする。
「特定建設工事共同企業体協定書㈼」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。
８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
９　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号外千徳小山田道路工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

松島㉕駐機場地区造成等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成 25 年 11 月 29 日
支出負担行為担当官
東北防衛局長　中村　吉利
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04
１　工事名　松島㉕駐機場地区造成等工事
２　工事場所　宮城県東松島市
３　工事概要
以下に掲げる工事を行う。
【Ⅰ工区】
・駐機場等造成工事（盛土量約350,000㎥）
・共同溝整備工事
・灯火管路工事一式
【Ⅱ工区】
・誘導路等造成工事（盛土量約50,000㎥）
・灯火管路工事一式
【附帯土木工事】
・格納庫（その１）（Ｓ－１／ＲＣ－２　約7,900㎡）新設等に伴う附帯土木工事
・格納庫（その２）（Ｓ－１／ＲＣ－１　約2,600㎡）新設等に伴う附帯土木工事
４　工期　平成28年３月31日まで
ただし、Ⅰ工区は平成27年９月30日まで、格納庫（その２）附帯土木工事は平成27年10月31日まで
５　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付
⑴　交付期間　平成25年11月29日から平成26年２月14日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで（金曜日は午後６時まで。）。ただし、最終日は正午までとする。
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。
〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１－３―15　東北防衛局総務部契約課　電話022―297―8296
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
⑴　提出期間　平成25年11月29日から同年12月24日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年11月29日付支出負担行為担当官東北防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成25年12月25日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。